

日本への肉製品の違法持込みに関する罰則の強化について（7月1日より）

令和2年6月30日
在シンガポール日本国大使館

日本への肉製品の持込みは原則禁止されています。

家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日より違反者への罰則が強化されました。検査を受けずに海外から畜産物を違法に持ち込んだ場合、「3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は5,000万円）以下の罰金」となりますので、御注意ください。免税店で購入したもの、海外から送付される荷物も対象となります。

詳細はこちら（[農林水産省 HP](#)）を御覧ください。